

島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物搬出（平成25年6月）について

平成25年6月7日
原子力安全対策課

中国電力は、島根原子力発電所で発生した放射性物質を含む廃棄物（低レベル放射性廃棄物）を次のとおり搬出した。

なお、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第7条に基づき、本県は搬出に伴う輸送計画等について事前に連絡を受け、これに伴い現地の確認を行った。

1 搬出概要

- (1) 搬出日 平成25年6月4日（火）
- (2) 搬出先 日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センター（青森県六ヶ所村）
- (3) 搬出数量 608本（200リットルドラム缶）
- (4) 搬出方法 発電所より専用運搬船「青栄（せいえい）丸」により海上輸送

2 現地の確認

- (1) 県原子力安全対策課職員を現地に派遣し、島根県職員等と共同して搬出物の線量率が法令等の基準値以下であることを確認した。
- (2) 鳥取・島根両県のほか、米子市、境港市、松江市、出雲市の職員が現地の確認を行った。

【参考1】

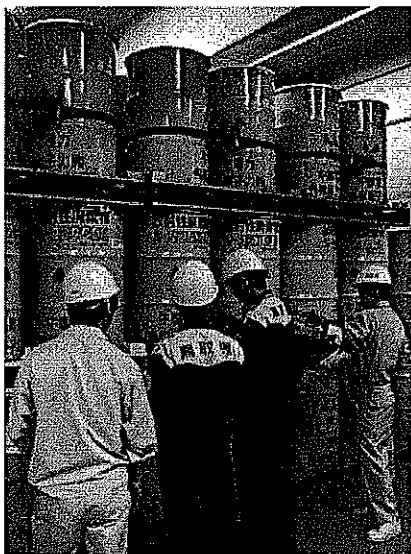
- (1) 低レベル放射性廃棄物とは、原子力発電所から出る使用済み燃料以外の放射性物質を含む廃棄物であり、補修によって取り替えた制御棒や作業着・作業用機材などである。
- (2) 低レベル放射性廃棄物の搬出は、通常、年1回、海上輸送により行われている。

【参考2】

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定抄

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第7条 丁（中国電力）は、甲（鳥取県）、乙（米子市）及び丙（境港市）に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。



廃棄物の確認



線量率の測定